

令和4年度地域と市長のまちづくり懇談会 新川校区

開催年度回次	令和4年度第8回	開催月日	7月10日	開催校区	新川校区	開催場所	中部地区市民館
議 題				市の回答			
<p>1. 自転車通行空間整備について</p> <p>① 本校区では、車道の路肩に自転車通行空間の整備を進めていただいています。このような道路における自転車の通行ルールはどのようになっているのでしょうか。また、通行ルールをどのように周知しているのでしょうか。</p> <p>② 過去に整備された本校区の呉服町付近の自転車通行空間においては、自転7マーク(ピクトグラム)がほとんど消えてしまっている状態ですが、今後の維持管理についてどのように考えているのか教えてください。</p>				<p>都市交通課 安全生活課 道路建設課</p> <p>① 自転車は道路交通法上、「車両」と位置づけられているため、原則車道の左側端通行となっており、歩車道の区分がある道路でも、車道を走行しなければなりません。</p> <p>例外として、歩道を通行できるのは、歩道に「通行可」の標識や表示があるときや13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体に障害がある人が運転するとき、車道の道路工事など交通状況から歩道を通行がやむを得ないと認められるときとなっており、その場合でも歩行者優先で、自転車は車道側を徐行となります。</p> <p>しかしながら自転車で歩道を走る方も多いことから、本市では、自転車が車道を安全で快適に走ることができるよう、自転車の通行位置に青色のラインや矢羽根型路面表示、自転車のピクトグラムなどを設置し、自転車通行空間の整備を進めております。</p> <p>また、通行ルールの周知につきましては、高校や中部中学校へのチラシの配布や、新川小学校での交通安全教室、市のホームページ等で行っております。今後も引き続き通行ルールの周知を行っていきたいと考えております。</p> <p>道路維持課、道路建設課</p> <p>② ご指摘のように、摩耗によって自転車のマーク等の表示が薄くなっている箇所があるため、復旧を行ってまいります。</p>			

開催年度回次	令和4年度第8回	開催月日	7月10日	開催校区	新川校区	開催場所	中部地区市民館
議 題				市の回答			
<p>2. ごみ関係に関する市の条例について</p> <p>家屋やその屋敷などに溜め込まれたごみ(いわゆるごみ屋敷)については、社会問題としてメディアでも大きく取り上げられ、また、豊橋市の状況がテレビで全国に放送され、大きな問題となっています。</p> <p>① 「資源物の持ち去り禁止」について</p> <p>ごみステーションからの抜き取りを見かけますが、パトロール等はされているのでしょうか。</p> <p>また、口頭注意や勧告等が何回続けば書類送検となるのでしょうか。</p>				<p>収集業務課</p> <p>① ごみステーションから資源物を持ち去る行為へのパトロールは、月・火・木・金の週4日、車両3台・6名体制で行っています。</p> <p>本市では、「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」でごみステーションに排出された資源物の収集、運搬を禁止しており、持ち去り行為者に対し口頭注意・警告・勧告といった指導を経て、命令を行い、命令を受けたにもかかわらずその命令に従わない場合に告発をし、20万円以下の罰金が科されます。</p> <p>指導等の目安として勧告は警告5回以上、命令は勧告3回以上、告発は命令2回以上としています。告発にあたっては、持ち去り行為者の生活状況や心情などを勘案し、慎重に行う必要があると考えています。</p>			

開催年度回次	令和4年度第8回	開催月日	7月10日	開催校区	新川校区	開催場所	中部地区市民館
議 題				市の回答			
<p>② 「豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例」について ごみ屋敷はごみの量だけでなく、ごみから出る悪臭、害虫の発生、衛生上、防災上、防犯上、風によるごみの飛散、雑草の繁茂と近隣に大きな悪影響をもたらします。市としては「不良な生活環境の解消に関する条例」をどのタイミングで施行するのでしょうか。</p>				<p>廃棄物対策課</p> <p>② 条例では、いわゆる「ごみ屋敷」をはじめとした不良な生活環境を解消する責任は、原則として、その原因者である建物、土地の管理者等にありますが、原因者のみでの解消が困難な場合には、市、市民及び関係機関が協力して、原因者に対する福祉的・社会的な支援を基本としつつ、必要に応じて、勧告や命令などの措置を講じて、不良な生活環境の解消を目指しています。</p> <p>まず、全ての対応の大前提となる支援につきましては、原因者が認知症、加齢による身体能力の低下、地域からの孤立などの様々な要因を抱えており、原因者のみでの解消が困難な場合には、市、市民や関係機関が連携して、支援を行い、その解消に努めます。</p> <p>しかし、支援の拒否、支援を受けても不良な生活環境の解消が困難な場合や、物の堆積による火災発生のおそれ、又は堆積物の崩壊等による人の生命・身体や財産等に危害が及ぶことを避けるため、緊急での対応が必要と判断される場合には、庁内の関係課で組織する対策会議や学識経験者や弁護士などで構成する審議会に諮り、措置を行うこととなります。</p> <p>次に、措置につきましては、4段階あり、その第1段階として、不良な生活環境を解消するため、口頭や文書による助言、又は指導を行います。その後、現地調査を行い、改善状況や解消を確認します。</p> <p>第2段階として、助言や指導を行っても、なお不良な生活環境が改善又は解消されないと認めるときは、必要な措置を取ることの旨を書面にて勧告します。</p> <p>第3段階として、勧告で定めた期間内に、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、その解消に必要となる措置を取ることを書面にて命令します。</p> <p>第4段階として、命令で定めた期間内に、正当な理由がなくその命令に従わない場合、氏名等の公表や過料の徴収を検討することとなります。併せて、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行の可否を検討し、行います。</p>			

開催年度回次	令和4年度第8回	開催月日	7月10日	開催校区	新川校区	開催場所	中部地区市民館
議 題				市の回答			
<p>3. 防災について</p> <p>新川校区では、震災対策事業として「無事です タオル作戦」を実施するなど、校区をあげて防災活動に取り組んでいます。</p> <p>① 現在、東海、東南海、南海の三連動型超巨大地震が目前に迫っているとされています。1498年の明応地震では、新川校区も津波の被害を受けたとみられますが、明応地震よりも巨大な地震が来た場合、新川校区が津波に飲み込まれてしまうのではないのでしょうか。</p> <p>このまま津波の心配なく防災活動をしていて良いのか心配ですので、最新の津波被害想定についてご教示ください。</p> <p>② また、現行のハザードマップは「従来型」の地震対応と思われるので、「千年に一度」の超巨大地震に対応した新たなハザードマップを作成してください。</p>				<p>防災危機管理課</p> <p>①②を併せて回答いたします。</p> <p>現在の津波被害想定は、過去に実際に発生した地震を参考とした「過去地震最大モデル」と、千年に一度と言われる最大クラスの地震を想定した「理論上最大想定モデル」との二つのモデルがございます。</p> <p>いずれもモデルにつきましても、新川校区には津波による浸水は想定されておられません。</p> <p>しかしながら、いつ、誰が、どこで災害に遭うかわかりません、防災訓練を行う際には、津波浸水被害も想定していただき、自助共助などの地域防災力を高めていただく必要がございます。</p> <p>津波浸水に関するハザードマップにつきましては「理論上最大想定モデル」を基に作成し、ご家庭にも配布しました防災ガイドブックや、豊橋市ホームページ内にある「ちずみる豊橋」をご覧ください。</p>			